

第11章

おくやみガイド

お亡くなりになられた後の手続きについて(市役所内での手続き)

死亡届は、死亡の事実を知った日から7日以内に、死亡地、死亡者の本籍地または届出人の所在地のいずれかの市区町村の担当窓口へ届出をしてください。死亡届の提出は葬祭業者が代行することが多いため、依頼される葬祭業者にご確認ください。ご遺族は、死亡届の手続きをされた後も、様々な手続きを行う必要があります。

▼手続きの一例をご案内します。

葬祭費の支給申請について

国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されていた場合は、申請により葬祭を行った人に支給されます。請求の時効は葬祭執行日の翌日から2年です。



国民健康保険



後期高齢者
医療保険

年金加入者・年金受給者の手続きについて

年金加入者や年金受給者の方がお亡くなりになると、ご遺族の方は、年金の手続きが必要な場合があります。死亡された方の年金加入状況や受給中の年金の種類によって、手続きや必要な書類が異なりますので、それぞれの加入先でご確認ください。



日本年金機構

世帯主の変更について

世帯主の方がお亡くなりになられた場合、世帯主変更の手続きが必要な場合があります。亡くなられた方が、1人世帯の場合や2人世帯でその世帯に残った方が1人しかない場合は、手続きは不要です。なお、3人以上の世帯の場合は、市役所が死亡届の届出人や世帯構成から、一旦世帯主を変更します。他の世帯員に世帯主を変更される場合は、世帯主変更の届出が必要です。



市役所等発行の各種証書類について

介護保険被保険者証、障害者手帳、福祉医療費受給者証、印鑑登録証、年金証書やその他市役所から交付された証書類は返還していただきます。生前から整理しておくことで、ご遺族の負担が軽減されるかと思います。

固定資産税について

賦課期日(1月1日)までに相続登記(登録)が完了されていないときは、相続人が納付義務者となります。この場合、相続人の中から代表して納税される方を決めていただき、資産税課に届出が必要です。



固定資産税に関する申告、申請

住民税について

住民税は毎年1月1日(賦課期日)現在、姫路市に住んでいる人に対して前年中(1月1日から12月31日)の所得に基づき課税されます。1月2日以降にお亡くなりになられた方に対しても前年中の住民税が課税され、相続される人が納税義務を引き継ぐことになります。



亡くなられた方の住民税について

その他の手続きについて、姫路市に住民登録されていた場合は、市役所内での手続きに関する案内として『おくやみハンドブック』があります。『おくやみハンドブック』では手続きの担当課や必要な持ち物を掲載していますので、手続きの際にご活用ください。また、『おくやみハンドブック』は姫路市のホームページに掲載しています。



おくやみ
ハンドブック

お問い合わせ

姫路市役所 住民窓口センター 届出窓口担当

〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地 本庁舎1階 ☎079-221-2365

その他の手続きについて(市役所以外での手続き)

お亡くなりになられた方が生前に契約されていた電気、ガス、水道などの公共料金の解約や名義変更、スマートフォン・インターネット・クレジットカード等の解約、運転免許証やパスポート等の返納の手続きもあります。生前から整理しておくことでご遺族の負担が軽減されるかと思います。

法定相続情報証明制度

相続手続きをスムーズにするための制度「法定相続情報証明制度」があります。
相続手続きをするにあたっては、亡くなられた方の相続関係書類として、戸籍謄本の提出が必要になり、被相続人と相続人全員分の戸籍を準備する必要があります。
相続登記や預金の払い戻し等、相続手続きが複数ある場合には、便利な『法定相続情報証明制度』があります。

この法定相続情報証明制度は、相続人から相続関係を一覧に表した図（法定相続情報一覧図）とともに、戸籍・除籍謄本などを登記所に提出すると、登記官が確認した上で、その一覧図に認証分を付した写しを無料で交付してもらうことができ、相続手続きをスムーズに行うことができます。

また、登記申請書の添付情報欄に法定相続情報番号を記載された場合、法定相続情報一覧図の写し（証書の原本）の添付を省略できるようになりました。（不動産登記以外の手続きでは、法定相続情報番号はお使いいただけません。）

▼詳しくは、法務局のホームページでご確認ください。

※相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、必要な書類は各機関にご確認ください。

法務局
「法定相続情報証明制度」
について



法務局
「法定相続情報証明制度」の
具体的な手続きについて



相続登記手続案内について

法務局では、完全予約制による相続登記手続案内があります。

不動産に関する相続手続きをご自身でされる場合、登記の申請書と法定相続証明制度の様式・作成方法は法務局ホームページからダウンロードできますので、ご覧になった上で、ご不明な点がございましたら、電話又は窓口で「登記手続案内」の予約をお申込みください。

申請書等の
作成がむずかしい、
時間がない等の方は、
司法書士等の専門家に
ご相談ください！



詳しくは法務局の
ホームページでご確認ください。

神戸地方法務局
登記手続案内

